

「トリリオンセンサ社会を支える高効率 MEMS 振動発電デバイスの研究」 推進委員会運営要領

技術研究組合 NMEMS 技術研究機構

平成 27 年 2 月 27 日 制定

(設 置)

第 1 条 技術研究組合 NMEMS 技術研究機構組織規程第 5 条第 2 項の規定に基づき、エネルギー・環境新技術先導プログラム「トリリオンセンサ社会を支える高効率 MEMS 振動発電デバイスの研究」推進委員会（以下「高効率 MEH 推進委員会」という。）を設置する。

2 高効率 MEH 推進委員会は次の活動を行う。

(1) 「トリリオンセンサ社会を支える高効率 MEMS 振動発電デバイスの研究」に関し、プロジェクトリーダーの指示の下に研究開発項目別の進捗状況の把握、研究開発項目間の調整、産業化に向けた環境整備活動等を行う。

(2) 高効率 MEH 知的財産権分科会の総合調整を行う。

(組 織)

第 2 条 高効率 MEH 推進委員会は、「トリリオンセンサ社会を支える高効率 MEMS 振動発電デバイスの研究」委託研究事業の登録研究員及び有識者のなかから PM が指名する者をもって構成する。

2 高効率 MEH 推進委員会の委員長は PM とし、必要に応じ副委員長を置くことができるものとする。

(委員の委嘱)

第 3 条 高効率 MEH 推進委員会の委員は、理事長が委嘱する。

(任 期)

第 4 条 委員の任期は「トリリオンセンサ社会を支える高効率 MEMS 振動発電デバイスの研究」の期間とする。ただし、期間中の交代を妨げない。

2 交代、補充又は増員のため委嘱された委員等の任期は、前項本文の規定にかかわらず、前任者又は現任者の任期の残存期間とする。

(委員会の開催及び召集等)

第 5 条 委員会は一年に 4 回程度開催するものとし、委員長が召集する。

2 やむを得ない事由により委員会に出席できない委員は、委任状をもって代理人を出席させることができる。

(委員報酬)

第 6 条 委員の謝金として ¥12,000 円を支給する。但し、委託研究事業の登録研究員及び

技術研究組合員並びに再委託先については支給しない。

(委員交通費)

第7条 委員会に出席する場合には、委員交通費（日当は支給しない）を支給する。但し、委託研究事業の登録研究員及び技術研究組合員並びに再委託先については支給しない。

付則 本要領は、平成27年2月27日から施行する。

以上